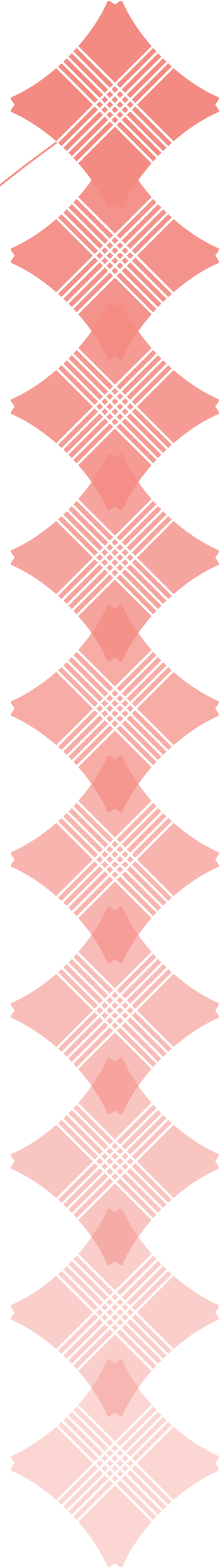


東京家政大学博物館 年報

令和4年度
— 2022 —

Tokyo Kasei University Museum Annual Report



目次

1. 展示活動	
企画展	2
特別企画展	2
常設展	2
きせつ展示	4
2. 講座・講演	5
3. 利用状況	6
4. 寄贈資料・図書	7
5. 資料特別利用	8
6. 展示・講座等への協力	9
7. 資料保存・修復	9
8. 博物館実習	10
9. 広報・普及活動	12
10. 東京家政大学博物館友の会(博友会)	12
11. 博物館の価値再創出・発信プロジェクト	13
12. 博物館運営委員会	14
13. 博物館職員	14

* * *

調査研究報告

高橋 真生：

本学学則にみる女子の教育制度の変遷

..... 16

1. 展示活動

企画展・特別企画展

*新棟移転準備等のため、令和4年度より企画展の開催を休止。

常設展① 「学園の歴史と創設者」「渡辺学園 裁縫雛形コレクション」「渡辺学園の歩み」

会 期 令和4年4月12日(火)～令和5年2月6日(月)

会 場 百周年記念館4階 第2展示室

広 報 物 ポスター(常設展①・②共通)

配付資料 「校祖渡邊辰五郎の事績」(全1頁)、「重要有形民俗文化財渡辺学園裁縫雛形コレクション」(全2頁)、「青木誠四郎著書目録[研究書]」(全4頁)、「青木誠四郎著書目録[教科書]」(全2頁)

展示趣旨 「学園の歴史と創設者」

本学の基礎を築いた校祖渡邊辰五郎と大学開学当初の学長青木誠四郎の業績、また二人が掲げた建学の精神「自主自律」、生活信条「愛情・勤勉・聡明」を併せて紹介。

「渡辺学園裁縫雛形コレクション」

裁縫雛形は、明治から昭和にかけて、裁縫の練習のために授業等で製作された衣服や生活用品等のミニチュアである。渡邊辰五郎が考案した裁縫教授法のひとつで、布地と時間が節約できる画期的な方法として好評を得た。

当館では、現在約5000点の裁縫雛形を所蔵しており、うち2290点が教科書や製作用具61点とともに、平成12年12月27日に国の重要有形民俗文化財に指定された。

当コーナーでは、和装、洋装、有職類、生活用品の裁縫雛形を約80点展示。半年(前期・後期)ごとに展示替えを行っている。

「渡辺学園の歩み」

本学「学校法人渡辺学園」は、明治14年、渡邊辰五郎が本郷区湯島の地に開設した私塾「和洋裁縫伝習所」としてはじまる。当コーナーでは、学園設立時から現在に至るまで、伝統ある本学の歩みを紹介。



学園の歴史と創設者 渡邊辰五郎



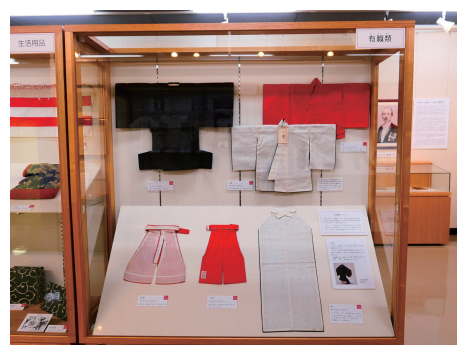
学園の歴史と創設者 青木誠四郎



渡辺学園の歩み



渡辺学園裁縫雛形コレクション



渡辺学園裁縫雛形コレクション

常設展② コレクション展示 前期「日本の食ー加熱のいろはー」／後期「谷中リボン」

会 期 前期：令和4年4月12日（火）～令和4年7月16日（土）

後期：令和4年9月16日（金）～令和5年2月6日（月）

＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月10日（金）まで学内限定公開とし、6月13日（月）より一般公開を再開した。一般来館者に対し、「東京家政大学博物館見学同意書」の提出を求めた。

会 場 百周年記念館4階 第3展示室

広 報 物 ポスター（常設展①・②共通）、チラシ（後期）

配付資料 リーフレット（後期）

展示趣旨 前期「日本の食ー加熱のいろはー」

私たちが普段口にする食べ物の多くは、いろいろな方法で加熱されている。本展では、調理の基本である加熱について、「焼く」「炒める」「揚げる」「茹でる」「煮る」「蒸す」「炊く」の調理法ごとに、食べ物がよりおいしくなる仕組みを、加熱によっておこる化学変化にも注目しながら紹介した。

また、令和4年3月から文化庁事業の「食文化ミュージアム」に、食文化への学びと体験を提供する施設として当館が認定された。

後期「谷中リボン」

2021（令和3）年に「谷中のご屋根会」より、日本初のリボン工場の跡地（台東区・谷中）から発見されたリボン見本帳や書籍等が寄贈された。同工場の経営者渡辺四郎（1880～1921）は、ヨーロッパの優れた織物の技術を学ぶために渡欧し、現地で様々なリボンや専門書を収集した。リボン見本帳には、そうして集められた外国製のリボンとともに、谷中の工場で織られたリボンの数々が収められている。

本展では、「谷中のご屋根会」より寄贈されたリボン見本帳や書籍に加え、リボンの用途としての帽子や勲章等を展示し、精緻なリボンの美しさとともに、近代日本の風俗や技術革新の一端を紹介した。



ポスター（前期）



ポスター（後期）



ポスター（食文化ミュージアム）



日本の食ー加熱のいろはー



谷中リボン

1. 展示活動

きせつ展示

展示場所 百周年記念館1階ロビー

展示趣旨 日本の主な年中行事を、各行事にまつわる展示物および解説パネル等で紹介する。

- テーマと期間
- 花見 見：令和4年3月22日～4月3日
 - 入学祝い：令和4年4月4日～4月11日
 - 端午の節句：令和4年4月20日～5月8日
 - 衣替え：令和4年5月26日～6月8日
 - 父の日：令和4年6月9日～6月19日
 - 夏越の祓：令和4年6月20日～7月3日
 - 七夕 夕：令和4年7月4日～7月12日
 - 土用の丑の日：令和4年7月13日～8月7日
 - お盆：令和4年8月8日～8月21日
 - 十三夜：令和4年9月29日～10月10日
 - 酉の市：令和4年10月25日～11月9日、11月16日～11月28日
 - 七五三：令和4年11月10日～11月15日
 - 羽子板市 } 令和4年12月14日～12月22日
 - 冬至 至 }
 - 正月：令和4年12月23日～令和5年1月10日
 - 小正月：令和5年1月11日～1月19日
 - 節分 } 令和5年1月20日～2月8日
 - 初午 } 令和5年1月20日～2月8日
 - 針供養 }
 - ひな祭り：令和5年2月22日～3月5日
 - 卒業祝い：令和5年3月6日～3月19日
 - 花見 見：令和5年3月20日～3月31日



正月



酉の市



羽子板市・冬至



花見

2. 講座・講演

シンポジウム 東京家政大学博物館シンポジウム『「大学博物館」を考える』

日 時 12月10日(土) 14:30～17:00

開催方法 ①対面 ②オンライン (Zoomウェビナーによるリアルタイム配信)

開催場所 ①東京家政大学板橋キャンパス 120-2C 講義室(120周年記念館2階)
②Zoomウェビナー

参加人数 ①対面43名 ②オンライン71名

概要 今年度のシンポジウムは、140周年記念館への移転を前に、大学という教育機関に博物館が存在する意味と意義を改めて考える機会とすべく、「大学博物館を考える」というテーマを設定した。当館では、令和4年6月より常設展示の一般来館者への公開を再開したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面とオンライン(Zoomウェビナーによるリアルタイム配信)でのハイブリッド開催とした。

第1部基調講演では、染織史・服装史の研究・展示の第一線で長年にわたり活躍し続ける長崎巖氏を迎えて、20年間の国立博物館勤務や、共立女子大学博物館の構想段階から携わった経験をもとに、「大学博物館」の独自性や、これからの「大学博物館」に期待することについてお話いただいた。第2部パネルディスカッションでは、服飾関連資料を所蔵する大学博物館・美術館に所属する3名が登壇し、設立の経緯や収蔵品の特色をふまえて、大学という教育機関になぜ「博物館・美術館」が存在するのか、その意義について考えた。

第1部 基調講演『「大学博物館」に期待すること』

講師：長崎巖氏

(共立女子大学博物館館長・同大学家政学部教授)

第2部 パネルディスカッション「大学博物館を考える」

登壇者：長崎巖氏(共立女子大学博物館 館長)

藤井裕子氏(女子美術大学美術館 学芸員)

高橋佐貴子(東京家政大学博物館 副課長)

司会進行：手嶋尚人(東京家政大学博物館 館長)

まとめ 3年ぶりの対面でのシンポジウム開催、当館では初のハイブリッド形式でのイベント開催となった。対面参加の来館者には常設展示にも足を運んでもらえたほか、オンラインでは遠方からの参加者も多く、ハイブリッド形式の利点を感じられた。また、テーマに沿い、博物館・美術館を持つ大学にも広報活動を行ったことで、大学関係者の参加もみられた。

アンケートでは、対面・Zoomウェビナー共に、今後の大学博物館の連携について期待するコメントが多く寄せられた。

チラシ



シンポジウムの様子

3. 利用状況

各月の開館日数と入館者数

令和4年度 入館者数集計

常設展

令和4年4月12日～7月16日

令和4年9月16日～令和5年2月6日

月	企画展						常設展					
	一般	教職員	学生	附属	計	開館日数	一般	教職員	学生	附属	計	開館日数
4	-	-	-	-	-	-	5	19	164	150	338	13
5	-	-	-	-	-	-	11	26	915	80	1,032	17
6	-	-	-	-	-	-	166	31	527	92	816	25
7	-	-	-	-	-	-	46	10	115	4	175	14
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
9	-	-	-	-	-	-	19	13	15	1	48	11
10	-	-	-	-	-	-	349	41	84	1	475	25
11	-	-	-	-	-	-	43	26	122	5	196	23
12	-	-	-	-	-	-	72	24	61	5	162	22
1	-	-	-	-	-	-	92	16	31	0	139	15
2	-	-	-	-	-	-	54	5	4	0	63	5
3	-	-	-	-	-	-	5	1	2	0	8	1
合計	0	0	0	0	0	0	862	212	2,040	338	3,452	171

	一般	教職員	学生	附属	計	開館日数
常設展合計	862	212	2,040	338	3,452	171
入館者合計	862	212	2,040	338	3,452	171

* 6月10日まで学内限定公開。6月13日より一般公開再開。

* 3月18日学位授与式特別開館。

* 新棟移転準備等のため、企画展を休止いたします。

休止期間：2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで（予定）。

授業・団体見学対応

授業対応：自校史教育

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、実施せず。

団体対応

初年次における自校史教育等での展示室見学

月日	学科・科	授業名
前期	大学(板橋校舎)新入生	スタートアップセミナー自主自律
4月22日～5月19日	附属高校	総合探求
6月14・21日	附属中学	総合探求
6月21～7月11日	管理、栄養、栄養(短大)	基礎ゼミナール
6月15日	保育(短大)	自校・初年度教育

4. 寄贈資料・図書

令和4年度受入資料・図書〈令和4年4月1日～令和5年3月31日〉

資料

寄贈者	品名	数量
藤田 真理子	靴・ネックレス	2
松橋 哲	タバコケース 他	3
大塚 和子	勲記(額入り)	1
本荘 史枝	着物 他	10
(匿名希望)	針セット	1

(敬称略)

図書

寄贈者	品名	数量
竹中 雅太	裁縫品証明修正簿 他	9
井上 学	卒業証書 他	131
横山 和子	写真	8

(敬称略)

5. 資料特別利用

資料等特別利用〈令和4年4月1日～令和5年3月31日〉

	申請者	種別	資料名	展示名・出版物名等	展示期間・発行日
学外	(個人)	写真使用 写真撮影 熟覧	衣料切符他 8点	調査研究	令和4年4月25日
	椋山女学園歴史文化館	写真使用	令和3年度 特別企画展展示室	「椋山女学園歴史文化館ニュース」 25号	令和4年5月10日発行
	株式会社日刊工業新聞社	写真使用	火事羽織他 8点	書籍『伝統色づくり解体新書 「天然染料と衣服」』	令和4年3月31日発行
	(個人)	熟覧	『今織呉服太平記』	調査研究	令和4年7月26日
	文部科学省初等中等教育局	写真使用	グアテマラ民族 衣装他 8点	文部科学省著作教科書『服飾文化』	令和5年2月25日
	福井テレビジョン放送株式会社	写真使用	ブラウス (1900～1905年頃)	福井テレビ「なんだー?ワンダー!」	令和4年9月17・20日 放送
	(個人)	写真使用	マント (1860年代)	講演会スライドで使用	令和4年11月5日
	(個人)	写真使用	博物館外観 平成30年度特別企画 展展示室	シンポジウムスライドで使用	令和4年12月11日
	板橋区立郷土資料館	写真使用 写真撮影 熟覧 複写	『裁縫雑誌』他 7点	『板橋区立郷土資料館紀要』第24号	令和5年3月24日
学内	家政学部服飾美術学科 杉野 公子	写真撮影 写真使用	裁縫雛形 10点	調査研究	令和4年4月20日 令和4年6月14日
	家政学部服飾美術学科	写真撮影 写真使用	常設展展示室	服飾美術学科公式インスタグラム	令和4年5月18日

申請順

6. 展示・講座等への協力

6. 展示・講座等への協力

	日程	依頼機関・派遣先等	内容	派遣者等
学外	4月17～19日 6月19～21日	奈良県立美術館 朝日新聞社	展覧会「寿ぎのきもの ジャパニーズ・ウエディング —日本の婚礼衣装—」作品展示・撤収	高橋 佐貴子
	5月29日	日本家政学会服飾史・服飾美学部会	日本家政学会第74回大会活性化企画 公開シンポジウム「裁縫雛形にみる女子教育の諸相」基調講演講師・会報執筆	三友 晶子
	10月4～6日 11月23～25日	福井市立郷土歴史博物館 朝日新聞社	展覧会「寿ぎのきもの ジャパニーズ・ウエディング —日本の婚礼衣装—」作品展示・撤収	高橋 佐貴子
学内	5月27日	家政学部教育福祉学科	「社会教育概論」 社会教育施設としての博物館解説	三友 晶子
	6月13～ 7月11日	栄養学部 短期大学部栄養科	「基礎ゼミナールⅠ」 常設展コレクション展示解説 (動画)	吉田 奈央
	11月～12月	家政学部服飾美術学科	「民族服飾論」(オンデマンド) 収蔵品民族衣装解説	高橋 佐貴子 三友 晶子

7. 資料保存・修復

資料保存のための環境整備(温湿度管理、虫菌害対策等)として、収蔵庫の清掃、燻蒸、昆虫調査等に取り組んでいる。
また、損傷や劣化の激しい資料については、必要に応じて安定化处理や修復を行う。

資料保存

日程	内容
毎月1日	収蔵庫清掃
5月9～22日	昆虫調査・同定分析
10月6～19日	昆虫調査・同定分析
2月2,3,6日	収蔵庫防虫剤入替

資料修復

今年度は実施なし

8. 博物館実習

令和4年度 博物館実習生の受入

学科別の受入人数

服美	表現	教福	合計
29	41	8	78名

以下の実習・課題を履修・提出し、実習が終了する。

1. 実務実習A-1 令和4年4月18日(月)～ オンデマンド配信開始
A-2,3 令和4年5月10日(火)～6月1日(水)のうち連続する2日間
A-4 令和4年6月28日(火)～30日(木)のうち1日
実務実習B-1 令和4年8月23日(火)～8月26日(金)のうち1日
B-2 令和4年8月30日(火)～9月2日(金)のうち1日
B-3 令和4年9月6日(火)～9月9日(金)のうち1日

2. 課題提出(全7課題)

課題レポート① 常設展①

課題レポート② 常設展② コレクション展示[前期]

課題レポート③ 常設展② コレクション展示[後期]

課題レポート④ 実務実習A-4 事前課題

課題レポート⑤ 実務実習B-1 事前課題

課題レポート⑥ 実務実習B-3 事前課題

館園実習手帳

実習内容

実務実習A

[A-1 当館の活動について①] ※実習(オンライン:オンデマンド)

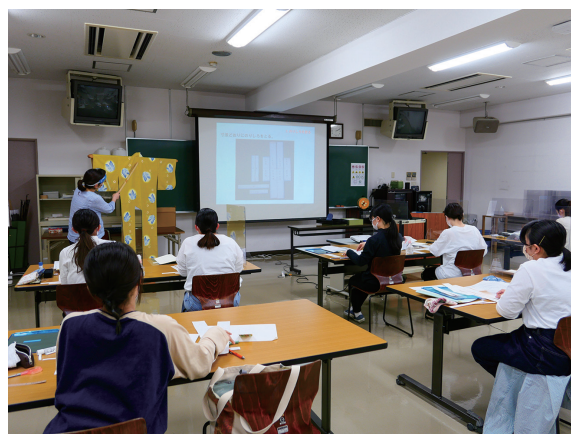
- ①「東京家政大学博物館」の紹介
- ②博物館における「展示」と「保存」
- ③和装資料の取扱いと展示

[A-2 当館の活動について②] ※実習(対面)

- ①当館の展示とコレクションについて
- ②収蔵庫見学、常設展見学
- ③ワークショップ体験「和紙で着物の雛形を作ろう」

[A-3 展示実習] ※実習(対面)

- ①展示のコンセプトを検討
- ②資料を用いた展示作業



A-2 当館の活動について②

③キャプション、解説文作り

④発表と講評

[A-4 博物館の教育普及活動①] ※実習(対面)

①グループワーク

②アートカード体験

③鑑賞ワークショップ

③教育普及、ワークショップ・プログラムの作成

実務実習B

[B-1 写真实習] ※実習(対面)

①デジタルカメラの操作と写真の基礎

②博物館資料を撮影する際の注意点

③調書作成と写真撮影

④平面資料・立体資料の撮影

⑤講評

[B-2 博物館の教育普及活動②] ※実習(対面)

①教育普及、ワークショップ・プログラムの作成(グループワーク)

②発表、質疑応答

③まとめ、講評

[B-3 梱包実習] ※実習(対面)

①保存と活用の観点からみる美術作品の基本的な取扱い方法

②陶器の取扱いと梱包作業

③資料借用時の調書の取り方について

④小型作品の梱包

⑤仏像の梱包

新型コロナウイルスの感染拡大予防対策

- ・一部オンライン講義の実施
- ・対面実習の実施前後2週間の体調を記録し、実施前2週間分に関しては提出を求めた。
- ・対面実習においては、マスクおよびフェイスシールドの着用、ビニールカーテンの設置、手指・共用物品の消毒、換気等を行い、実習生と講師、職員の安全に配慮して実施した。
- ・クラウド型教育支援システムmanabaの活用。



A-3 展示実習



B-1 写真实習



B-3 梱包実習

9. 広報・普及活動

スタンプラリーの実施

常設展の入館者にスタンプカードを配付

スタンプを4つ集めた方にミュージアムグッズをプレゼント。有効期限なし。

ミュージアムグッズ：ステーションナリーセット

(手ぬぐい、ブックカバー、一筆箋) 1種

トートバック (5種)



ミュージアムグッズの一例

インスタグラムの活用

令和3年2月9日より投稿開始。展示やイベント情報、コレクション紹介など、博物館が利用者にとって新たな発見や新鮮な驚きの場になるよう、さまざまな情報発信の手段として利用していく。

令和4年度投稿数：38件（投稿累計：43件）

10. 東京家政大学博物館友の会（博友会）

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、役員会（令和5年3月16日開催）を除くすべての活動を休止。

会員数 66名

11. 博物館の価値再創出・発信プロジェクト

令和2年度より、収藏品管理を徹底し計画的な資料収集を行うとともに調査研究を促進させ、その価値を社会に発信するため、以下の5項目について5か年計画でプロジェクトを立ち上げた。

- 1) デジタルアーカイブの作成と発信
- 2) 収藏品の調査・研究及び評価
- 3) コレクション計画の検討
- 4) 自校史研究の確立
- 5) 博物館施設・展示設備等の計画検討



令和4年度のおもな新規および継続実施事項は以下の通り。

デジタルアーカイブの作成と発信に重点を置き、その成果を博物館HPで一般公開した。

◇収藏品紹介

- 1) 収藏品データベース：新規公開648点（公開累計：864点）
 - ①裁縫雛形（360点）
 - ②グアテマラ民族衣装（85点）
 - ③台湾先住民族の衣装（83点）
 - ④インドネシアのワヤン（102点）
 - ⑤谷中リボン（18点）
- 2) ミュージウム展示ガイドアプリ「ポケット学芸員」
 - 常設展 「裁縫雛形コレクション」での利用継続
 - 常設展コレクション展示 「谷中リボン」での利用



◇展示解説等

常設展「学園の歴史」

- 1) バーチャル展示室（360°カメラ）
- シンポジウム（動画）
- 1) 『『大学博物館』を考える』



デジタルコンテンツアイコン

12. 博物館運営委員会

博物館運営委員〈任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日〉

手嶋 尚人	博物館長、委員長
戸田 雅美	図書館長
原 裕志	法人
梅谷 千代子	児童学科
西海 聡子	保育科
半澤 嘉博	児童教育学科
杉野 公子	服飾美術学科
藤森 文啓	環境教育学科
和田 菜穂子	造形表現学科
色川 木綿子	栄養学科
関目 綾子	管理栄養学科
田地 陽一	栄養科 *令和4年12月31日まで
角南 祐子	栄養科 *令和5年1月1日より
石塚 倫子	英語コミュニケーション学科
平川 俊功	心理カウンセリング学科
宮地 孝宜	教育福祉学科
賞雅 技子	附属中・高
高橋 佐貴子	博物館

13. 博物館職員

博物館館長	手嶋 尚人
副事務長(副課長)	高橋 佐貴子
主任・学芸員	三友 晶子
学芸員	高橋 真生 *令和4年6月1日採用
学芸員(嘱託)	高橋 真生 *令和4年5月31日退職
学芸員(嘱託)	松本 由佳
学芸員(嘱託)	吉田 奈央
学芸員(嘱託)	横山 みいな *令和4年7月1日採用

調查研究報告

本学学則にみる女子の教育制度の変遷

—昭和時代初期の渡辺女学校—

高橋 真生

Transforming Girls' Education Viewed Through Changing School Regulations: The Case of Watanabe Jogakko in the Early Showa Period

Mao Takahashi

1. はじめに

令和3(2021)年に学校法人渡辺学園(以下、「本学」とする)の前身のひとつである渡辺女学校¹⁾の「渡辺女学校学則」が寄贈された。寄贈者の親族が所持していたもので、所持もしくは使用していた人物は昭和8(1933)年以降に本学を卒業したと思われる²⁾。

東京家政大学博物館(以下、「当館」とする)では当該資料のほかにも、歴代の学則を40点以上所蔵している³⁾。本稿では昭和8(1933)年4月1日改正の「渡辺女学校学則」(以下、昭和8年度学則とする)を渡辺女学校が設置された昭和6(1931)年4月施行の「渡辺女学校学則」(以下、昭和6年度学則とする)や、翌昭和7(1932)年4月1日改正の「渡辺女学校学則」(以下、昭和7年度学則とする)との比較を交えながら紹介する。

渡辺女学校は東京家政大学附属女子中・高等学校の前身であるが、当初は東京裁縫女学校⁴⁾の主流を汲みつつ東京女子専門学校と分離した中等教育機関であった。昭和8(1933)年の学則改正で、中等以上の教育にあたるものは東京女子専門学校に移し、「純然たる中等程度の教育機関となさんとする」⁵⁾ことにした。このあと、高等女学校令に基づく教育機関として、「渡辺高等女学校」と改称する。一方、「姉妹校」の東京女子専門学校は、学生の力も借りながら、東京家政大学へと発展していく。

※資料名及び資料中の旧漢字は新漢字に改めた。

※資料中の漢字片仮名交じり文は漢字平仮名交じり文に改めた。

※「わたなべ」の表記について、渡邊辰五郎、渡邊滋の個人名としては「邊」を用いるが、著作等で「邊」を使用している場合はその表記に従った。法人名の表記は「辺」を用いた。

2. 資料について

2-1. 学則について

学則は私立学校の設置認可申請に必要なもの、重要なものであった。学則の施行について、私立学校令施行規則(明治32(1899)年8月3日施行)第1条に「私立学校令第二條に依り私立学校設立の認可を受けんとする者は左の事項を記載したる書類に校地、校舎、寄宿舎の図面を添へ監督官庁に申請すべし」とある。その中に、「一 目的 二 名称 三 位置 四 学則 五 経費及維持方法」として含まれている。

渡辺女学校の学則は第1章総則から第9条職員職務までの全9章30条で構成されている。裏面に「入学案内」を記載し、現代に置き換えると大学の「募集要項」のような内容である。

学則の条項は前出の私立学校令施行規則第2条⁶⁾に基づいて定められている。もととなっている法律(主に実業学校令⁷⁾)が改正されると、それに伴って学則の内容も細かく改正される。改正理由については、学則変更時の申請書類に明記されるが、本学の場合、同窓会雑誌等に記載されていることがある。

特に注目したいのは、第1章総則に必ず記載される、設置目的だ。私立の教育機関にとって、存在意義と教育理念を示す重要な文章である。

また、学科ごとの就業年限や時間割は、当時の教育内容を知る手がかりとなる。

学校制度の確立に向けては、学制が公布された明治時代から、大正時代、昭和時代に至るまで、国としての方針が大きく揺れ動いていた。その中でも特に女子教育制度の法整備は後回しにされており、戦後になるまで、教育制度として未発達な部分が多いように感じられる。

そうした社会背景のもと、本学がどのように女子教育の発展に貢献していたのか、学則に手がかりを求めることができると考えている。

これらのことから、学則は貴重な資料であると言える。さらに、体系的に調査し比較することで、教育史の変遷を

辿ることが可能となる。

2-2. 概要

当資料の内容は渡辺女学校の設立年に施行された昭和6年度学則を昭和8(1933)年4月1日に改正したもので、同年頃に渡辺女学校への入学を検討している者に向けて配布されたと思われる。表面は「渡辺女学校学則」第1章～第9章が漢字片仮名交じり文で記載され、裏面は「入学案内」と「寄宿舎々則」、東京女子専門学校⁸⁾を宣伝する内容が漢字平仮名交じり文で記載されている。

資料の表面左隅には赤字で「入学ノ月 学校一〇、〇〇 寄宿二五、〇〇 計三五、〇〇 翌月カラ 学校五、五〇 寄宿二〇、〇〇 計二五、五〇」、別の筆跡で黒字「大正」との書き込みがある。文中に数か所赤字傍線が引かれていることを鑑みるに、赤字の方は学園に納入する授業料や寄宿費の金額を計算したメモであろう。

2-3. 設置学科

当資料によると、昭和8(1933)年4月1日時点での設置学科は本科、師範科、裁縫科の3つである。このほか、卒業証書の発行されない選科を設置していた。入学資格は基本的には尋常小学校卒業以上の者としている。これは、渡辺女学校が中等教育機関であることによる。学年暦によれば4月1日～9月30日の前期と、10月1日～翌年3月31日の後期による2期制であった。

学科課程について、本科は第4学年までであり、一番授業時数の多い裁縫手芸を中心に、一般教養科目を含めた13科目を満遍なく学んだ。師範科は第2学年までで、11科目を1年間のうちに34時間ずつ学んだ。裁縫科は科目数を5に絞り、学科名の通り裁縫に重きをおいた課程になっている。国語や数学などの基礎教養科目を省き、修身⁹⁾・公民と裁縫のほかに手芸と食物調理の家政学的な科目を学んだ。

『渡辺学園百年史』によると¹⁰⁾、師範科の設置は東京裁縫女学校設立時に、裁縫科教員を専門的に養成することへの社会的要請に応えたものに端を発している。これは、一般家庭における婦女の教養のための教育だけでなく、教員養成を目的とした教育を本学が担っていたということである。

時数計	教育	音楽	体操	図画	裁縫手芸	家事	理科	地理	歴史	数学	国語	公民科	修身	学科/学年
二八	一	一	二	一	一	一	二	一	一	二	四	一	一	第三学年 時数/毎週
二八	一	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第三学年 時数/毎週
三二	一	同上	同上	同上	同上	衣食住	動物	同上	同上	幾何	同上	公民科/選科	同上	第三学年 時数/毎週
三二	教育大意	同上	同上	一	同上	家事経済	動物	一	一	代数	同上	同上	同上	第三学年 時数/毎週

時数計	図画	音楽	理科	家事	裁縫手芸	教育	歴史	数学	国語	公民科	修身	学科/学年
三四	写生画、臨画	唱歌、遊戯	博物	衣食住	普通和洋裁縫編織、刺繍、ビジュンダ、タタキ、タタキ	教育大意	国史及地理/大要	算術	漢字、作文	公民生活要綱	国民生活要綱	第三学年 時数/毎週
三四	同上	同上	物理、化学	経済、製菓、家事	同上	同上、教授法	一	代数、幾何	同上	同上	同上	第三学年 時数/毎週

増設科目及其時数ハ生徒ノ志望ニヨリ随意選取セシム	時数計	増設科目			基本科目日総時数	基本科目		学科
		食物調理	手芸	裁縫		裁縫	修身及公民科	
	三四				二八	普通和洋服裁縫	国民生活要綱、公民生活ノ要綱、作法	課程
	六				二六			時数/毎週
	二以内				二			
	四以内				二			
	六以内				二			

表1. 学科課程及び毎週教授時数（昭和8年度学則）

2-4. 入学案内

資料裏面の「入学案内」では「お子様を中等学校以上へ入学させようとなさる際は、どんな学校を選んだらよいか、十分に御考へになり、唯女兒なら高等女学校へさへ入学させればよいと云ふ様な態度は避けなければなりません。」と学校選択の重要性を説いている。また、「尋常小学校卒業者の入学に適する科」と「高等小学校卒業者、女学校二年修了者等の入学に適する科」に分け、各科を紹介している。

そのなかでも、裁縫科の記述について注目したい。「此の科は裁縫を基礎から教へ一ヶ年で卒業する科です。入学者の年齢はいくつでも差支へありません。」とあり、表面に記載されている入学資格「年十二年以上にして尋常小学校卒業者」を満たす者であれば、年齢に上限を設けず門戸を開いていたことがわかる。

また、同じく昭和8(1933)年発行の「東京女子専門学校学則」に掲載されている渡辺女学校裁縫科の紹介欄には、「(前略)二、裁縫の外に、手芸、料理、作法などを修めら

れるので家庭の実際役に立つ教育を受けられる。」とある。1年間で和服・洋服の基礎的な裁縫技術を学ぶことができ、且つ「女子の徳性を涵養し女子に適切なる実業の知識技芸」を身に着けられることが特色であった。

裁縫の授業で使用する材料について、実技の修得を第一に考える、本学の教育方針を感じられる記述が当資料中の一文にあるので紹介する。

「各科とも生徒各自が仕度をせねばなりません。本校では裁縫教材の題目を一ヶ年分ずつ印刷して、入学の手続がすめば各自に渡しますから、皆さんは之を見て御自宅にないなら知り合ひで借りるなりして縫ふもの、仕度をするのです。古い着物の縫ひ直しでも差支へないのです。新しいものを一々買ふ必要はありません。」

つまり、新しい布をわざわざ買わずともよい、古い着物を縫い直すのでも、知り合いに借りるのでもよい、ということ伝え、材料の調達に苦心しなくても授業に臨めるようにしている。

同じく文中にある「裁縫教材の題目」というのは、「教授細目」のことであろう。裁縫の授業で1年間に製作する品目の名称と、その製作に要する予定時間数が「教授細目」として一覧になっており、これをもとに課題を進めることになっていた。製作の順序は必ずしも記載の順番通りというわけではなく、状況に応じて製作が前後することもあったようだ。

図1. 渡辺女学校教授細目（昭和11年度師範科第一学年教授細目）

2-5. 配布時期

学則は本学への入学を検討している女子に向けて配布していたようである。これは、「東京女子専門学校学則」（昭和8年4月1日改正）裏面の渡辺女学校に関する宣伝文中の「（渡辺女学校の学則入用の方は申込次第差上げる）」との記述から推測できる。

昭和8年度学則は昭和13（1938）年4月1日に改正されるまで用いられたが、当資料より得られる情報から、配布時期（所持者の入手時期）を推定してみる。

資料表面に記載の連絡先（電話番号）は、学監宅の電話

番号のみインクが紫色に変色していることから、後から追加されたものとわかる。印字されている「5539」という番号は学監土屋清一¹¹⁾の自宅の電話番号である。土屋宅の電話番号は本学の同窓会誌『裁縫と家事』昭和8年3号（昭和8年9月発行）に「電話開通 土屋学監私宅 電話小石川五五三九」との記載がある。

また、同じく本学同窓会誌『渡邊学園雑誌』昭和10年1号（昭和10年5月発行）に掲載されている「渡邊学園教職員住所録（昭和十年五月二十日現在）」を見ると「土屋清一（電小八〇五五）」とあり、番号が変更になっていることがわかる。このことから、当資料は昭和8（1933）年9月～昭和9（1934）年頃に発行・配布された可能性が高い。

当館で所持しているその他の学則に関しては、寄贈者から寄せられた情報で所持者の名前と卒業年がわかる場合、同窓会名簿等で所持者の名前と卒業年・科を確認し、年代推定の根拠としている。

3. 学則の改正について

本学の学則の認可申請書類が綴られている簿冊「学則、規則に関する許認可文書・職業学校」¹²⁾によると、渡辺女学校の学則は昭和6（1931）年の施行後、昭和7（1932）年、昭和8（1933）年、昭和13（1938）年、昭和15（1940）年の4度にわたって改正されている。

昭和6年から昭和8年の3年間にかけたの学則改正の変遷について、比較しながら見ていくと、①設置学科、②生徒定員数、③学科目学科程度とその毎週教授時数の3点が主に改正されていることがわかる¹³⁾。

まずは、昭和6年度学則から昭和7年度学則への改正について見ていく。

3-1. ①設置学科

昭和6（1931）年4月の時点では、本科、師範科、裁縫科、選科が置かれている。裁縫科はさらに普通部と高等部に分かれており、普通部は無試験で入学が許可され、家庭用の和洋服の裁縫を学ぶことができ、1年で卒業する。高等部へは普通部卒業者は無試験で入学でき、その他は普通部通学程度の簡単な裁縫試験を課すとある。難しい和洋服の裁縫を学ぶことができ、6ヶ月で卒業となる。

資料中には「普通部、高等部と引続いて勉強すれば和服も洋服も全部出来る立派な腕まへになる。裁縫塾など開きたい人に適する。」とある。中等学校などの教員を志すわけではないが、私塾で裁縫を教えたい者を対象とする学科であった。

また、裁縫科は学年の初めに関わらず毎月入学が許可され、毎月28日もしくは29日（9月入学は8月30日、1月入学は1月10日）に入学試験を行っていた。

選科は任意の期間だけ裁縫を習いたい者に向けた科で、

卒業証書は授与されないが在学証明書は発行された。「この科は裁縫塾のように任意の勉強ができるが、塾よりは規則立つてあるし、訓育上にも十分注意してあります。」と、私塾の裁縫塾よりも教育機関として整っていることを強調している。

ちなみに、2部に分かれていた裁縫科は昭和8年度学則では統合されており、時期を問わず許可されていた入学も「欠員さへあれば何時でも入学を許します」と条件が変更されている。

3-2. ②生徒定員数

第1章第5条にあるとおり、昭和6年度の時点で、生徒の定員は900名である。昭和7年度も引き続き同様の定員のため、昭和7年度から昭和8年度への定員数の変更に関しては、後述する。

3-3. ③学科目学科程度とその毎週教授時数

『創立六十年史』（財団法人渡邊学園代表渡邊滋、1940年発行）第2章「学則の変遷及び諸認可事項」では、「（前略）本科及師範科の学科課程に大改善を加へて時代の進運に伴うようにせり」との記述がある。

昭和7年度学則の開講学科に関する大きな改正点は、すべての学科に公民科の課程が追加されている点である。

学則改正の認可申請書類¹⁴⁾によれば、その理由は「本科及師範科の課程は職業学校規程の改正に伴い公民科、歴史地理、体操音楽を加えたるによる」「裁縫科は生徒の志望が之等増科目の取得を希望するものあるによる」としている。

文中にある「職業学校規程」¹⁵⁾は昭和6（1931）年1月10日に改正されており、第6条に以下の文がみられる。

「女子に付ては修身、公民科、国語、数学、歴史、地理、理科、図画、音楽、体操並家事、裁縫、手芸、実業等実務に関する学科目及実習とす但し教育、外国語其他の学科目を加設することを得」

また、「前二項の必須学科目中修身、公民科、実務に関する学科目及実習を除き特別の必要あるときは文部大臣の認可を受け之を欠くことを得」としている¹⁶⁾。

国語や数学などの必須科目に加え、外国語などの学科を設置してもよい、このうち修身と公民、実務に関する科目と実習を除いて、文部大臣の認可を受ければ国語などの科目は除いてもよいということである。

裁縫科の科目を見ると、「修身及公民科」と「裁縫」（洋服専攻科は「手芸及図画」も含む）以外の科目は「生徒の志望により随意選択しむ」となっており、これが適用されているようである。

なお、翌年の昭和7（1932）年に高等女学校令施行規則が改正され、高等女学校においても公民科の設置が定められた¹⁷⁾。

また、昭和6年度学則には本科と師範科卒業後は「専門学校入学資格及び中等教員受験資格あり」との記述があったが、削除されている。

4. 昭和7年度学則からの改正点

次に、昭和7年度学則と比較してみる。『裁縫と家事』第29巻第12月号の「学報」¹⁸⁾に、昭和6年10月29日（土）に開催した財団役員会で、学則改正の件について議決したとの記述がある。この時におそらく、昭和7年4月1日改正の学則を議決したと思われる。

改正点について、昭和6年度学則と同じく、①設置学科、②生徒定員数、③学科目学科程度とその毎週教授時数の3点を見ていく。

4-1. ①設置学科

本科、師範科、裁縫科、選科が設置されている点は昭和6年度学則、昭和8年度学則それぞれと同様である。異なる点は、裁縫科が普通部、高等部、洋服専攻部に分かれている点である。

洋服専攻部について、裏面の「入学案内」では以下のように説明している。

「高等女学校、実科女学校、裁縫女学校などの卒業生で、更に洋裁だけをみつしり修めたい方のために設けた科であります。」

『裁縫と家事』第29巻第12月号（昭和6年12月発行）によると、この科の担当教員である牛込ちえ¹⁹⁾は、昭和3（1928）年から2年間アメリカに留学し、洋裁についてより詳しく学んできたばかりであった。昭和8年度学則では裁縫科は普通部のみに改組されており、開講期間は短かったが、同年に東京女子専門学校に洋服専修科が設置されているため、おそらくそちらに移行したと考えられる。

昭和7（1932）年10月1日に申請し、11月4日に認可された、東京女子専門学校の「学則中変更認可申請」²⁰⁾にその移行についての詳しい記述がみられるので、引用して紹介する。

「（前略）又洋服専修科は専ら洋服裁縫を修め職業婦人としての高等なる技能を授くるにあり。蓋し近時高等女学校等の卒業生が高等女学校の修業程度に満足せず更に一兩年間家庭生活に必要な智識技能殊に裁縫家事を一層深く履修せんことを希う者と職業婦人として児童洋服婦人洋服製作の技術を修めんことを望むもの年と共に加わるを見る。此の趨勢に鑑み此の希望を有する中等学校卒業生を收容して之を教育するは極めて適切なる任務なりと信ず。而して恰かも此の両科は当校を設立せる財団法人渡辺学園の経営に属する渡辺女学校に施設せる所なれども元来渡辺女学校は中等教育なるが故に中等学校卒業生を收容することは教授訓練

管理の統一上及び生徒向学発奮の点よりして遺憾なる点少しとせず之を専門学校に移すは教育上の効果多かる可きを認めたるに依る。」

まとめると、以下のような内容である。

- ①洋服専修科は高等な技能を教授する科である。
- ②裁縫家事に関する、より一層の知識技能を履修したいと思っている高等女学校等の卒業生が年々増加している。
- ③この状況を鑑み、このような希望を持つ中等学校卒業者に教育指導を行うのは本学の任務である。
- ④同じ財団法人経営下の渡辺女学校は中等教育機関であり、そこに中等学校の卒業者を収容することは遺憾な点が多い。
- ⑤教育上の効果が高いため、(東京女子)専門学校に洋服専修科を移す。

高等部と洋服専攻部の入学資格は「高等女学校卒業程度及之と同等以上の学力ある者」とし、年齢以外の点では師範科と同様になっている。中等教育機関である渡辺女学校において、「高等女学校、実科女学校、裁縫女学校などの卒業生で、更に洋裁だけをみつしり修めたい方のために設けた科」が設置されているのは、進学の道筋として相応ではない。よって、専門学校令に基づいて設置されている²¹⁾東京女子専門学校が、中等学校の卒業者を対象とした内容の教育を担うのは当然といえる。

このように、姉妹校であった渡辺女学校と東京女子専門学校とで、学科の棲み分けのような動きがところどころにみられる。

各学科の修業年限の変化については、表2のとおりである。

設置学科	昭和6年度	昭和7年度	昭和8年度
本科	4年	4年	4年
師範科	2年	2年	2年
裁縫科普通部	1年	1年	1年
裁縫科高等部	6か月	1年	-
裁縫科洋服専攻部	-	6か月	-

表2. 修業年限の変化

4-2. ②生徒定員数

昭和7年度の生徒定員数は昭和6年度と同じく、900名である。昭和7年10月1日に東京府知事宛てで生徒定員数変更認可申請をし、同日に文部大臣宛てに「学科中裁縫科の高等部及洋服専攻部を廃止し従て定員を減少するにあり」を理由として、200名減少の700名を定員に変更の認可申請をしている²²⁾。

文部省の「職業学校生徒定員変更並学則中改正認可の件指令案」²³⁾によると、内訳は本科と師範科を合わせて600名、裁縫科100名である。

4-3. ③学科目学科程度とその毎週授業数

昭和7年度学則と昭和8年度学則では、本科、師範科の科目は変更していないが、裁縫科においては各部に分かれていたものが1つになったことで、よりシンプルな科目内容になった。

基本科目は「修身及公民科」、「裁縫」のみの合計28時間となり、増課科目はもともと裁縫科高等部のみが開講されていた「衣類整理」と「教育」がなくなり、「裁縫」、「手芸」、「食物調理」の3つに減った。昭和8年4月1日改正の東京女子専門学校学則を見ると、この年から追加された「家庭科」の科目に「衣類整理」と「教育」が組み込まれているため、こちらに移されたと考えられる。

このことから、昭和6年度から昭和7年度への改正に比べると、昭和7年度から昭和8年度への改正は大規模ではないが、東京女子専門学校の学則改正への影響は大きいといえる。

5. おわりに

本稿では、渡辺女学校設置当初の学則を紹介し、その改正の流れと、学校制度の改正や本学の設置学校の組織改編との関係について考察した。学則に記載された情報からは、設置目的や当時の設置学科とその入学資格、教授科目、学年暦、学費などを知ることができる。特に設置目的は私立大学にとって、存在意義を示す重要なものである。また、学則の改正は主に学校制度の改正に基づくため、法制史を背景に考察をすると教育史の細かい流れが自ずと見えてくる。学則の改正時には、当時の所轄機関に認可申請をしているため、認可申請書類を通して、学則改正の理由を知ることができた。

渡辺女学校が設置されていた昭和初期の家庭における家政学の知識および技術の重要性は非常に高かった。その背景には、新しい洗剤や繊維素材、洗濯機の登場などがあった。衣服管理のために学ぶべき事柄が多く、実践的な教育を受けられる本学の存在はたいへん重要なものであったと言える。

そういった社会情勢を背景に、「より一層学びたい」という女子学生の希望に応えるべく、本学の設置学科や教授内容は幾度も変更された。

東京女子専門学校の学則変更理由のなかには、夏の暑さで「生徒受業の上に疲労甚しきを見るにより」²⁴⁾、夏季休業の日数を増やしたというものがあり、生徒のいわゆる夏バテに配慮した学則改正が行われているのはなかなか興味深い。

今回は渡辺女学校設置当初の数年間にフォーカスしたが、学園史全体の流れを掴むためにも、まだまだ多様な角度から検討する余地がある。東京家政大学の主流である東京女子専門学校の学則の調査も含めて、今後の課題としたい。

財団法人渡邊学園設立
渡邊女學校學則

第一章 總則

第一條 本校は私立渡邊女學校として、教育の振興を目的とし、法律上獨立の法人として設立する。

第二條 本校の所在地は、東京市外濠野川町中里三十五番地である。

第三條 本校の名称は、渡邊女學校とする。

第四條 本校の教育課程は、高等女學校課程とする。

第五條 本校の学費は、別に定める。

第六條 本校の入学資格は、別に定める。

第七條 本校の卒業資格は、別に定める。

第八條 本校の職員は、別に定める。

第九條 本校の施設は、別に定める。

第十條 本校の附屬施設は、別に定める。

第十一條 本校の規則は、別に定める。

第十二條 本校の事務は、別に定める。

第十三條 本校の会計は、別に定める。

第十四條 本校の財産は、別に定める。

第十五條 本校の解散は、別に定める。

第二章 入學資格

第十六條 本校の入学資格は、以下の通りとする。

一、年齢十八歳以上二十歳以下であること。

二、中等教育課程を修了し、又はそれに相當の学力を有すること。

三、健康に相當すること。

四、入学試験に合格すること。

五、入学料を納入すること。

第十六條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を緩和し、又は追加することができる。

第十七條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を免除することができる。

第十八條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を附加することができる。

第十九條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を免除し、附加することができる。

第二十條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を附加し、免除することができる。

本校所在地 東京市本郷區瀧崎六丁目
 寄附寄附所在地 東京市外濠野川町中里三十五番地
 電話 小石川 二九三九番
 校舎 小石川 二九四九番
 寄宿舎 小石川 二九五九番

科目	学年	科目	学年
国語	第一、二、三、四、五、六	英語	第一、二、三、四、五、六
算術	第一、二、三、四、五、六	理科	第一、二、三、四、五、六
社会	第一、二、三、四、五、六	音楽	第一、二、三、四、五、六
体育	第一、二、三、四、五、六	美術	第一、二、三、四、五、六
家庭	第一、二、三、四、五、六	職業科	第一、二、三、四、五、六
外国語	第一、二、三、四、五、六	その他	第一、二、三、四、五、六

図2. 渡邊女学校学則（昭和6年4月1日施行）

財団法人渡邊学園設立
渡邊女學校學則

第一章 總則

第一條 本校は私立渡邊女學校として、教育の振興を目的とし、法律上獨立の法人として設立する。

第二條 本校の所在地は、東京市外濠野川町中里三十五番地である。

第三條 本校の名称は、渡邊女學校とする。

第四條 本校の教育課程は、高等女學校課程とする。

第五條 本校の学費は、別に定める。

第六條 本校の入学資格は、別に定める。

第七條 本校の卒業資格は、別に定める。

第八條 本校の職員は、別に定める。

第九條 本校の施設は、別に定める。

第十條 本校の附屬施設は、別に定める。

第十一條 本校の規則は、別に定める。

第十二條 本校の事務は、別に定める。

第十三條 本校の会計は、別に定める。

第十四條 本校の財産は、別に定める。

第十五條 本校の解散は、別に定める。

第二章 入學資格

第十六條 本校の入学資格は、以下の通りとする。

一、年齢十八歳以上二十歳以下であること。

二、中等教育課程を修了し、又はそれに相當の学力を有すること。

三、健康に相當すること。

四、入学試験に合格すること。

五、入学料を納入すること。

第十六條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を緩和し、又は追加することができる。

第十七條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を免除することができる。

第十八條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を附加することができる。

第十九條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を免除し、附加することができる。

第二十條 本校は、必要と認めるときは、前条に規定する以上の条件を附加し、免除することができる。

本校所在地 東京市本郷區瀧崎六丁目
 寄附寄附所在地 東京市外濠野川町中里三十五番地
 電話 小石川 二九三九番
 校舎 小石川 二九四九番
 寄宿舎 小石川 二九五九番

科目	学年	科目	学年
国語	第一、二、三、四、五、六	英語	第一、二、三、四、五、六
算術	第一、二、三、四、五、六	理科	第一、二、三、四、五、六
社会	第一、二、三、四、五、六	音楽	第一、二、三、四、五、六
体育	第一、二、三、四、五、六	美術	第一、二、三、四、五、六
家庭	第一、二、三、四、五、六	職業科	第一、二、三、四、五、六
外国語	第一、二、三、四、五、六	その他	第一、二、三、四、五、六

図3. 渡邊女学校学則（昭和7年4月1日改正）

財団法人渡辺學園設立
渡辺女學校學則

昭和八年四月一日改正

本校所在地 東京都本郷區神田橋六丁目
渡邊學園附設
東京市神田區中里町五丁目五番地
電話小石川(55) 三三六六號
小石川(55) 二四七四號 校舎電話
小石川(55) 四九四九號 事務室
電話小石川(55) 四九四九號 事務所
小石川(55) 四九四九號 事務室

渡辺女學校學則

第一編 總則	第二編 入學資格	第三編 入學資格	第四編 入學資格	第五編 入學資格	第六編 入學資格	第七編 入學資格	第八編 入學資格	第九編 入學資格	第十編 入學資格
第一條 本校は、財団法人渡辺學園の附屬として、女子の高等學府を設け、女子の高等學府としての教育を施す。	第二條 本校の課程は、高等女子中學課程、高等女子學校課程、高等女子專門學校課程とす。	第三條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第四條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第五條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第六條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第七條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第八條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第九條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第十條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。

図4. 渡辺女學校學則 表 (昭和八年四月一日改正)

渡辺女學校學則

第一編 總則	第二編 入學資格	第三編 入學資格	第四編 入學資格	第五編 入學資格	第六編 入學資格	第七編 入學資格	第八編 入學資格	第九編 入學資格	第十編 入學資格
第一條 本校は、財団法人渡辺學園の附屬として、女子の高等學府を設け、女子の高等學府としての教育を施す。	第二條 本校の課程は、高等女子中學課程、高等女子學校課程、高等女子專門學校課程とす。	第三條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第四條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第五條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第六條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第七條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第八條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第九條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。	第十條 本校の校則は、本學則に於て定むるものとす。

図5. 渡辺女學校學則 裏 (昭和八年四月一日改正)

註

- 1) 東京家政大学附属女子中・高等学校の前身にあたる。昭和6(1931)年に東京裁縫女学校の後身として設置。渡邊滋(本学の創設者渡邊辰五郎の長男)が校長を務めた。昭和16(1941)年に渡辺高等女学校に改組されるまで、旧制度下の実業学校令に準拠した教育機関として、裁縫を中心とする教育が行なわれた。
- 2) 寄贈者から寄せられた情報をもとに、同窓会名簿等で所持者の名前を探したが、発見できなかった。同窓会名簿には卒業者の名前しか記載されないため、所持者は卒業していない可能性もある。
- 3) 学則は必ずしも「学則」と名がついているわけではない。時には「入学案内」、「学校一覧」という名称で、内容は「学則」と同一の場合がある。当館ではそれらを「学則」としてひとつのカテゴリーに分類している。
- 4) 明治25(1892)年～昭和6(1931)年に設置されていた教育機関で、東京家政大学、東京家政大学附属女子中・高等学校の前身にあたる。
- 5) 国立公文書館所蔵(請求記号:昭47文部00991100)
- 6) 官報では、学則には以下の事項を規定するよう定めている。「一 修業年限、学年、学期、休日に関する事項 二 学科課程、授業時間に関する事項 三 試験に関する事項 四 入学退学に関する事項 五 授業料、入学料に関する事項 六 賞罰に関する事項 七 寄宿舎に関する事項 八 職員の職務に関する事項」(『法令全書 明治32年』, 1912年, 内閣官報局)
- 7) 実業学校令は、明治32(1899)年に公布、大正9(1920)年に改正されている。東京裁縫女学校は実業学校令に基づいて設置されていた。
- 8) 東京家政大学の前身にあたる。「東京裁縫女学校学則」(大正15(1926)年～昭和5(1930)年頃)では「元東京裁縫女学校高等師範科、専門部」との記述があることから、そこから枝分かれしたと考えられる。大正11(1922)年～昭和26(1951)年まで、「裁縫を高等な学術技芸として教授する専門学校令によるわが国最初の学校」(創立百周年記念事業実行委員会年史編集委員会『渡辺学園百年史』, 1981年, 渡辺学園, p.39)として約7500名の卒業生を輩出した(前出, p.315)。
- 9) 修身は道徳的な内容の科目で、明治15(1882)年に女子中等教育の学習科目に追加された。
- 10) 渡辺学園創立百周年記念事業実行委員会年史編集委員会『渡辺学園百年史』, 1981年, 渡辺学園, pp.29-31
- 11) 土屋清一は大正10(1921)年から本学に勤務し、渡辺女学校時代は学監として職務にあたる傍ら、学園の理事、評議員を歴任した。昭和27(1952)年～昭和30(1955)年には東京家政大学附属女子中・高等学校の校長を務めた。
- 12) 前掲註5
- 13) 『裁縫と家事』第29巻第10月号(昭和6年10月発行)には、土屋清一による「文部省学制改革案に対する私見」が次号の第29巻第11月号まで2号にわたり掲載されている。当時の文部大臣田中隆三によって学制改革の構想案が示され、それに対する私見を述べたものである。こうした制度の変革の動きにより、翌年の昭和7(1932)年に学則の変更を行ったと考えられる。
- 14) 前掲註5
- 15) 三省堂編輯所 編『改正中等教育法規: 附・中学校新教授要目』, 三省堂, 昭和6. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1464825> (参照 2023-08-09)
- 16) 渡辺女学校では昭和7年度学則より公民科を追加しているが、職業規程の附に「本令は昭和六年四月一日より之を施行す」「本令施行の際現に存する職業学校にして本令の規程中之に依り難きものは昭和七年三月三十一日まで仍従前の例に依ることを得」としている。
- 17) 大蔵省印刷局『官報』第2532号, 1921年1月13日
- 18) 渡邊滋『裁縫と家事』第29号第12月号, 昭和6年, 渡邊女学校出版部, p.54
- 19) 牛込ちえは、明治39(1906)年に東京裁縫女学校高等科を卒業、他学で裁縫科教師として勤務後、本学に入職。在職期間は、大正15(1926)年～昭和41(1966)年。
- 20) 国立公文書館蔵(2023年7月28日、国立公文書館デジタルアーカイブにて閲覧)
- 21) 大正14(1925)年1月発行の東京女子専門学校「入学案内」文中に「本校は大正十一年四月専門学校令により設立された」との記述がある。
- 22) 前掲註5
- 23) 前掲註5
- 24) 前掲註20

参考文献

- 渡辺学園創立百周年記念事業実行委員会年史編集委員会：渡辺学園百年史，1981年，渡辺学園
- 三友晶子：裁縫雛形と自主自律の教え，2021年，東京家政大学博物館
- 明治大学歴史編纂事務室：「明治大学の学則」歴史編纂事務室報告，1997年，明治大学歴史編纂事務室
- 渡邊滋：裁縫と家事，渡邊女学校出版部（昭和6年～昭和8年発行号）
- 渡邊滋：渡辺学園雑誌，1935年，渡邊女学校出版部
- 学制百年史：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm

東京家政大学博物館年報
令和4年度

2023年12月1日 発行

発行 東京家政大学博物館
東京都板橋区加賀1-18-1
Tel 03-3961-2918
Fax 03-3961-5246

印刷 株式会社 白峰社
東京都豊島区東池袋5-49-6
Tel 03-3983-2312

 東京家政大学博物館
